



精神障害者保健福祉手帳(以下、手帳)とは

対象者	精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
内容	手帳には、障害の程度により重いものから順に1級から3級までの区分があります。 手帳を取得することにより、障害の程度に応じたサービスを利用できるようになります。
新規	手帳の交付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。 (1)「障害者手帳申請書」及び写真(たて4cm×よこ3cm)1枚。 (2)「診断書(所定の様式で初診より6ヶ月以上経過したもの※費用は自己負担)」又は「障害年金証書(精神障害によるもので他の障害を含まないもの)等の写し」(障害年金証書等の写しを添える場合は、年金事務所等に照会するための「同意書」)。 診断書で申請する場合、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請を同時にできる場合があります。
更新	手帳の有効期間は2年間です。更新される場合には更新の手続きが必要です(事前通知は致しません)。 手続きは有効期限の3カ月前から行うことができます。現在お持ちの手帳の写し(紛失の場合は除く)を添えて、新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。
等級変更	障害の程度が変わったと思われる場合は、現在お持ちの手帳の写し(紛失の場合は除く)を添えて、有効期限内に新規申請の場合と同様の手続きを行ってください。
氏名・住所変更	氏名を変更された場合は、「障害者手帳記載事項変更届出書」及びお持ちの手帳を提出してください。 東大阪市内で転居された場合も、新しい住所地の保健センターに届出書及びお持ちの手帳を提出してください。 ※市外から転入された場合は、以下の書類を提出してください。 (1)「障害者手帳申請書(居住地の変更の届出書)」及び写真(たて4cm×よこ3cm)1枚 (2)お持ちの手帳の写し(紛失の場合は転入前の市町村等に照会します)。 ※市外へ転出された場合は、新しい住所地の市役所・町村役場等で手続きをしてください。
再交付	破損、汚損、紛失又は写真貼付を希望する場合等は、「障害者手帳再交付申請書」を提出してください。
返還	手帳の交付を受けた人が死亡された場合等は、手帳を添えて「障害者手帳返還届出書」を提出してください。
交付まで	新規・更新・等級変更の申請については、申請書類に基づいて、手帳交付の可否及び障害等級を決定します。手帳の手続きには審査等のため、 おおむね2カ月半 を要しています。 新規・更新・等級変更・市外からの転入・再交付の申請については、手帳の交付を決定した場合、「手帳」及び「通知書」を簡易書留郵便にて送付します(交付されない場合は、交付されない旨の通知書を送付します)。 ※窓口で手帳の受け渡しをご希望の場合は申請時に申し出てください。
備考	・手帳は、他人への譲渡又は貸与等ができません。 ・「写真貼付なしの手帳」の交付も可能ですが、受けられるサービスに差異が生じる可能性があります。 ・郵送申請も可能です(氏名・住所変更の場合は除く)。
申請窓口	住所地の保健センター(6ページの地図をご参照ください)。

各種申請・届出書類は、各保健センターでの配付及び本市ウェブサイトからのダウンロードが可能です。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/000007104.html> (「精神障害者保健福祉手帳」)



手帳の交付対象となる障害の範囲及び等級について

1 障害の範囲

統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害、発達障害、及びその他の精神疾患が対象であるが、知的障害は含まれない。

2 障害等級

1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、国民年金の障害年金(厚生年金も同じ)の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、厚生年金の3級や障害手当金の基準よりも範囲が広いものとする。

1級 … 精神障害であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級 … 精神障害であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級 … 精神障害であって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額の記載について

「1級」と判定された方は、第1種精神障害者、「2級」「3級」と判定された方は、第2種精神障害者と区分されています。(交通機関を利用する際の割引対象者の区分)

個人番号の記載について

個人番号(マイナンバー)の利用開始に伴い、申請書等への個人番号の記載や、番号確認及び本人確認のため以下のものが必要となります。

個人番号確認書類	次のうちいずれか1つが必要です。 <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・個人番号通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます)・個人番号の入った住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※上記のいずれも用意が困難な場合、個人番号が記載された源泉徴収票又は自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書
本人確認書類	(1) 次のうちいずれか1つが必要です(すべて写真付き)。 <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証又は運転経歴証明書・旅券(パスポート)・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳・在留カード又は特別永住者証明書 (2) 上記(1)の書類が用意できない場合、次のうちいずれか2つが必要です。 <ul style="list-style-type: none">・健康保険の資格確認証又は資格情報のお知らせ・介護保険の被保険者証・年金手帳、年金証書又は恩給の証書・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書・生活保護受給証明書・住民票の写し・その他

手帳の交付を受けられた方は

1 税制上の優遇措置が受けられます

手帳をお持ちの方については、その等級に応じて所得税などの税制上の優遇措置を受けることができます。

詳細については、各問合せ先へお問合せください。

措 置	内 容	問合せ先
所得税の 障害者控除	本人が障害者の場合、課税所得から以下の額を控除する。 2 級・3 級…27 万円 1 級…40 万円 被扶養者が障害者の場合、課税所得から以下の額を控除する。 2 級・3 級…27 万円 1 級…40 万円(同居特別障害者(1 級)は 75 万円)	東大阪税務署 06-6724-0001
相続税の 障害者控除	法定相続人である障害者の相続税額から以下により算出した額を控除する。 2 級・3 級(満 85 歳に達するまでの年数)×10 万円 1 級(満 85 歳に達するまでの年数)×20 万円	
贈与税の 非課税	生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約(特定障害者扶養信託契約)の形で個人から贈与された信託金銭等が以下の額まで非課税となる。 2 級・3 級…3,000 万円 1 級…6,000 万円	
住民税の 障害者控除等	本人、又は扶養者の課税所得から以下の額を控除する。 2 級・3 級…26 万円 1 級…30 万円 同居の 1 級の者の特別障害者控除額への加算…23 万円 ※本人の前年分所得が 135 万円以下の場合には非課税となる。	東大阪市 市民税課 06-4309-3135
利子等の 非課税	元本が 350 万円までの預貯金の利息が非課税となる(マル優)。 額面が 350 万円までの公債の利子が非課税となる(特別マル優)。 ※障害の等級による差異はない。	問合せ内容に応じ、金融機関または税務署
自動車税の 減免	1 級及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を受けている方の、通院等に利用される自動車に係る、自動車税が減免される。 当該障害者又は、当該障害者と生計を同一にする方が所有する自動車等で、当該障害者と生計を同一にする方、又は常時介護者(※要問合せ)が運転する自動車等 1 台に限る。自動車税の減免額は、当該自動車の総排気量が 2.0 リットル以下の場合には全額、当該自動車の総排気量が 2.0 リットルを超える場合は自動車の総排気量が 1.5 リットルを超え 2.0 リットル以下の自家用乗用車とみなした場合に課する額を限度として減免される。	既に自動車を所有している場合 —中河内府税事務所 06-6789-1221 新たに自動車を取得する場合— 大阪自動車税事務所寝屋川分室 072-823-1801
軽自動車税の 減免	1 級又は 2 級の方の通院等の用に供する軽自動車等(1 台のみ)に係る、軽自動車税の全額が減免される。 【所有者】…当該障害者又は当該障害者と生計を同一にする方。 【運転者】…当該障害者又は当該障害者と生計を同一にする方又は常時介護者(※要問合せ)。	東大阪市 税制課 軽自動車税係 06-4309-3134

2 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請について

診断書により取得した手帳をお持ちの方は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定を受けることができます場合があります。
上記以外の場合、手帳の所持は申請の必須条件ではありません。

問合せ先 保健センター

3 公共施設等の使用料等の減免について

手帳をお持ちの方が、公共の施設等を利用するとき、使用料等が減免される場合があります。

問合せ先 各施設

4 府営住宅の総合募集(福祉世帯向けの区分)の応募について

手帳をお持ちの方が、府営住宅の総合募集に応募する場合は福祉世帯向けの区分に応募できる場合があります。

問合せ先 大阪府営住宅布施管理センター<東大阪市内の府営住宅>06-6789-0321

5 映画館・演芸場の料金の割引について

映画館・演芸場の券売場で手帳を提示すると割引される場合があります。

問合せ先 利用される各映画館・演芸場

6 障害者総合支援法による様々な福祉サービスの利用(居宅介護、就労移行、就労継続支援等)

問合せ先 東大阪市障害福祉認定給付課 06-4309-3184 保健センター等

7 携帯電話基本使用料等の割引について

手帳をお持ちの方が、携帯電話販売店で申し込みされると、基本使用料等が割引される場合があります。

問合せ先 各携帯電話会社の販売店

8 NHK受信料(半額・全額)免除の利用について

全額免除…手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合

半額免除…手帳をお持ちで、障害等級1級の方が世帯主であり、受信契約者の場合

問合せ先 NHK ふれあいセンター0570-077077・050-3786-5003

9 鉄道の旅客運賃の割引について

鉄道を利用する場合、旅客運賃の割引を受けることができる鉄道会社があります。

問合せ先 各鉄道会社

10 フェリーの旅客運賃・乗用車運賃の割引について

フェリーを利用する場合、旅客運賃と乗用車運賃についての割引を受けることができる運航会社があります。

問合せ先 各フェリー会社

11 航空旅客運賃の割引について

飛行機を利用する場合、旅客運賃の割引を受けることができる航空運送事業者があります(国内線に限る)。

問合せ先 各航空運送事業者

12 駐車禁止除外指定車標章の交付について

障害等級1級の方は、本人等の申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

問合せ先 住所地を管轄する警察署の交通課または大阪府警察本部交通規制課(06-6943-1234 代表)

13 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度について

障害等級1級の方は、本人等の申請により大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付を受けることができます。

問合せ先 大阪府福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 06-6944-2362

14 重度障害者医療について

障害等級1級の方は、本人等の申請により重度障害者医療の助成対象(所得制限あり)となります。

問合せ先 東大阪市医療助成課 06-4309-3166

15 後期高齢者医療制度について

65歳から74歳で障害等級1級もしくは2級の方は、申請をすることで後期高齢者医療制度に加入できます。

問合せ先 東大阪市資格給付課 06-4309-3167

16 生活保護を受給されている方の障害者加算について

障害者手帳の等級により障害者加算が認定される場合があります。

問合せ先 各福祉事務所 東福祉事務所 072-988-6616／中福祉事務所 072-960-9271／西福祉事務所 06-6784-7696

17 大阪府障がい者扶養共済制度

障害者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより、加入者が死亡または重度の障害を有することとなったときに、障害者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度です。※加入には審査があります。

問合せ先 東福祉事務所 高齢・障害福祉係 072-988-6628／中福祉事務所 高齢・障害福祉係 072-960-9285／西福祉事務所 高齢・障害福祉係 06-6784-7980／大阪府障がい福祉室地域生活支援課 地域サービス支援グループ 06-6944-6652

東大阪市内の減免等実施状況

詳細については、各問合せ先へお問合せください。

施設等	内 容	問合せ先
東大阪市立総合体育館	個人利用:5割減免(手帳所持者)(介助者)	市民スポーツ支援課 06-4309-3282
	駐車場料金全額免除(手帳所持者)(介助者)	
東大阪市立東体育館	駐車場料金全額免除(手帳所持者)(介助者)	
東大阪市民美術センター	観覧料全額免除(手帳所持者)(介助者)	文化のまち推進課 06-4309-3155
東大阪市文化創造館	駐車場料金全額免除(手帳所持者)(介助者)	
花園中央公園、中部緑地、金岡公園 布施公園	駐車料金全額免除(手帳所持者)(介助者)	公園課 06-4309-3228
市営自転車駐車場 (所在地については市HPまたは、右記の 問合せ先でご確認ください)	定期利用料金の5割減額(手帳所持者)	自転車対策課 06-4309-3220
路線バス運賃の割引	大阪バス株式会社が運行する市内路線(高速バスを除く)運賃について、運賃を支払う際に手帳を提示することにより運賃が半額になります(端数は10円単位に切り上げ)。	大阪バス株式会社 本社 06-4308-0800

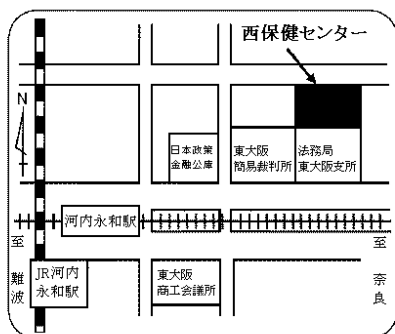
※ その他、市内外の民間施設等(テーマパークや水族館など)でも入場料等の割引が受けられる場合があります。

※ 障害者手帳アプリが使える施設もあります。

詳しくは各施設等にお問合せください。

申請、お問合せは、住所地を所管する保健センターになります。

西保健センター



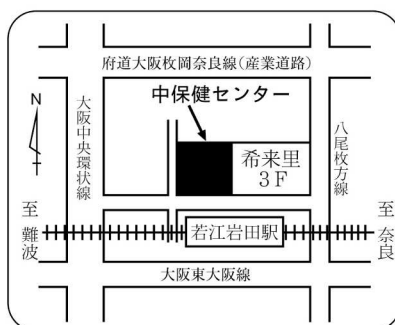
〒577-0054

東大阪市高井田元町 2-8-27

電話 06-6788-0085

FAX 06-6788-2916

中保健センター



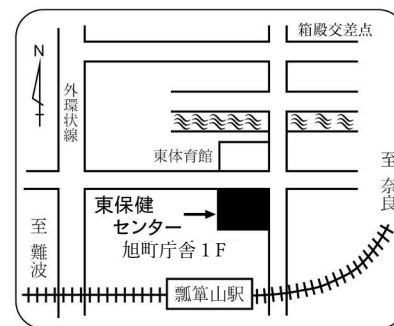
〒578-0941

東大阪市岩田町 4-3-22-300

電話 072-965-6411

FAX 072-966-6527

東保健センター



〒579-8048

東大阪市旭町 1-1

電話 072-982-2603

FAX 072-986-2135

【業務時間】月～金 9時～12時・12時45分～17時30分

【休業日】土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

住所地の保健センターがご不明な場合は、お問合せください。本市ウェブサイトでの確認も可能です。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000007397.html> (「保健センターの管内町名一覧のご案内」)



 **東大阪市**

令和8年4月改訂

※内容については今後変更になることがあります。

東大阪市保健所健康づくり課

〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-300

電話 072-960-3802 FAX 072-970-5821